

熊本県公報

第11933号
平成22年8月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（鏡町加入区）……………（団体支援総室） 1
- 漁船保険義務加入同意の承認（昭和加入区）……………（ ” ） 2
- 平成23年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項……………（高齢者支援課） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止……………（ ” ） 3
- 保安林の指定……………（森林保全課） 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………（社会福祉課） 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………（ ” ） 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の休止……………（ ” ） 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………（ ” ） 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の辞退……………（ ” ） 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………（ ” ） 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………（ ” ） 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………（ ” ） 7
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可……………（漁港漁場整備課） 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更……………（ ” ） 10
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 12
- 肥料登録……………（農業技術課） 13
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 13
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告……………（農村計画・技術管理課） 13
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告……………（ ” ） 14
- 県営土地改良事業計画の変更……………（ ” ） 14

告 示

熊本県告示第800号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定に

よる同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成18年8月16日熊本県告示第845号で公示した次の加入区の指定漁船を
 普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年8月1
 5日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。
 平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

鏡町加入区

熊本県告示第801号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第
 2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定に
 よる同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成18年8月16日熊本県告示第846号で公示した次の加入区の指定漁船を
 普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成22年8月1
 5日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。
 平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

昭和加入区

熊本県告示第802号

平成23年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）
 事前協議実施要項を次のように定める。
 平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成23年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホ
 ム）事前協議実施要項

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保
 険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」
 という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項の規定に
 基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「老人福祉計画」という。）
 において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円
 滑な整備を推進するため及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備を推進するため、
 施設の整備を実施しようとする者に、当該施設の整備に着手する前に、当該施設の整備
 について事前協議を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。
 （事前協議の対象）

第2条 事前協議の対象とする施設の整備は、平成23年度に実施しようとする施設の整
 備であつて、別表第1又は別表第2に掲げるものとする。ただし、介護保険事業支援計
 画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険
 法第8条第14項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。
 （提出期限等）

第3条 前条の事前協議の対象とする施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整
 備に係る事前協議書を平成22年10月15日（金）午後5時15分までに、知事に提
 出しなければならない。

2 事前協議書の様式は、別に定める。
 （審査及び採択）

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設
 整備等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成23年度審査評点の配分表」を基に
 審査し、その結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第1項の事前協議書に係る施設の整備を、
 次の各号に掲げる施設の整備の区分に応じ、当該各号に定める施設の整備として認定す
 ることと適否について決定するものとする。

（1）別表第1に掲げる施設の整備 予算の範囲内で平成23年度老人福祉施設等整備
 費補助金（以下「補助金」という。）を交付する対象となる施設（以下「補助対象施
 設」という。）の整備

（2）別表第2に掲げる施設の整備 老人福祉法第15条第4項又は第16条第3項の
 規定による認可（入所定員の増加に限る。）を行う予定の施設（以下「認可予定施設」
 という。）の整備又は認可予定施設であり、かつ、補助対象施設であるものの整備
 （雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定めるもの
 とす。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
養護老人ホーム	増築	県から補助金を受けて行おうとする養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの増築又は改築
	改築	
特別養護老人ホーム	増築	
	改築	

備考

- 1 「増築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。
- 2 「改築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。

別表第 2

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
特別養護老人ホーム	新設	介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する整備及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備で、県から老人福祉法第 15 条第 4 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの新設（当該認可を受け、かつ、県から補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの新設を含む。）
	定員増	介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する整備及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備で、県から老人福祉法第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増（当該認可を受け、かつ、県から補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増を含む。）

備考 「定員増」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を図るために施設を整備することをいう。

熊本県告示第 8 0 3 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 22 年 8 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
あおい薬局城南店 熊本市城南町今吉野丸山 2 8 2 番 1	平成 22 年 8 月 1 日	0 1 4 7 5 7 0
訪問看護ステーションきらり 下益城郡美里町中小路 8 3 5 番地	平成 22 年 8 月 1 日	2 3 9 0 0 6 6

熊本県告示第 8 0 4 号

障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成 22 年 8 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	廃止年月日
うさぎ薬局田崎店 熊本市田崎本町 2 - 5	平成 22 年 6 月 30 日

熊本県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町横浦字鬼神瀬614番2、615番、617番1、617番2、618番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
光永医院	人吉市瓦屋町1860番地7	平成22年6月1日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
あきの歯科クリニック	八代市松江町菰池524番地1	平成22年6月8日
うきうき歯科クリニック	宇城市松橋町両仲間字江口原49番地1	平成22年5月1日

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
長洲まりん薬局	玉名郡長洲町長洲2715番地1	平成22年6月1日
くま薬局	球磨郡相良村川辺1806番地	平成22年5月1日

熊本県告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
よねむら歯科医院	所 在 地		平成22年3月1日
	菊池郡菊陽町津久礼北八久保3960番地6	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目3番19号	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
光の森調剤薬局	所 在 地		平成19年8月11日
	菊池郡菊陽町津久礼3202番地4	菊池郡菊陽町光の森6丁目1番11号	

(訪問看護)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション向春苑	所 在 地		平成22年1月1日
	八代市大福寺町241番地3	八代市大福寺町241番地1	
山鹿中央訪問看護ステーション	所 在 地		平成22年6月21日
	山鹿市鹿校通1丁目2番6号三和ビル	山鹿市山鹿1554番地	

熊本県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
渡辺外科胃腸科医院	八代市松崎町265番地2	平成22年6月1日
あいだ診療所	人吉市下漆田町字後平1538番地4	平成22年6月26日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
犬童歯科医院	水俣市天神町1丁目1番26号	平成22年3月31日
武居歯科医院	球磨郡あさぎり町免田東1699番地1	平成21年12月31日

熊本県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
鬼塚外科胃腸科医院	八代市田中町19番地	平成22年5月31日
光永医院	人吉市瓦屋町1860番地7	平成22年6月1日
広松外科医院	八代郡氷川町宮原668番地1	平成22年3月31日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
さいつ松田歯科クリニック	天草市佐伊津町5948番地20	平成22年2月28日

熊本県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
水俣市立明水園	水俣市浜4076番地	平成22年7月9日

熊本県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条に

において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
ワールド治療院 八代店	如見 剛	八代市海士江町3192番地1	平成22年7月 23日
小川治療院	小川 順二	人吉市下原田町瓜生田1057 番地7	平成22年6月 11日

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
整骨院 啓	野中 雄介	荒尾市原万田字八反田630番 地1	平成22年7月 23日
まごころ整骨院	小村 敏万	水俣市桜井町1丁目2番3号	平成22年7月 23日

熊本県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
井田 理恵	名 称		平成22年5月9 日
	白石 理恵	井田 理恵	

熊本県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
整骨院 啓	小柳 賢也	荒尾市原万田字八反田630番 地1	平成22年5月 31日

まごころ整骨院	南 貴憲	水俣市桜井町1丁目2番3号	平成22年5月1日
---------	------	---------------	-----------

熊本県告示第814号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面埋立
てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成22年8月5日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草市東浜町8番1号 道路管理者 天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
天草市新和町大多尾字野田崎2516の4に隣接する無番地（堤）地先並びに2525の41、2525の39地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位（D. L. +3.48メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 大多尾漁港3号防波堤灯台（北緯32度21分23秒、東経130度12分50秒）から217度14分31秒 501.572メートルの地点
②の地点 ①の地点から218度20分07秒 6.945メートルの地点
③の地点 ②の地点から211度17分29秒 9.900メートルの地点
④の地点 ③の地点から210度48分13秒 2.947メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から210度23分44秒 6.848メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から210度37分47秒 20.006メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から211度00分52秒 13.345メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から211度31分37秒 4.328メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から213度26分21秒 7.346メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から215度42分45秒 8.110メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から218度10分30秒 4.873メートルの地点
 - (3) 面積
398.60平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号
平成21年5月19日熊本県指令漁整第7号
- 6 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市建設部道路整備課

熊本県告示第815号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション壱翔 八代市緑町12番地6	株式会社 壱翔 八代市緑町12番地6	平成22年5月25日
つくれヘルパーステーション 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	医療法人社団峯和会 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	平成22年6月1日
ヘルパーステーションのこのこ 荒尾市本井手241番地5	株式会社 n o c o n o c o 荒尾市本井手241番地5	平成22年7月1日

ヘルパーステーションつばさ 宇城市小川町新田1634番地 1	有限会社 小川清掃 宇城市小川町新田1900番地 2	平成22年7月1 日
(訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問リハビリテーションけいが 宇土市上綱田町3676番地	医療法人社団 小田会 宇土市上綱田町3677番地	平成22年6月1 日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
J Aあまくさデイサービスセン ター 虹のはるか 天草市倉岳町浦1254番地4	あまくさ農業協同組合 天草市太田町1番地2	平成22年6月2 3日
デイサービスセンターつばさ 宇城市小川町新田1634番地 1	有限会社 小川清掃 宇城市小川町新田1900番地 2	平成22年7月1 日
デイサービスみなみだ荘 阿蘇郡小国町宮原11番の3	株式会社 翔祐 阿蘇郡小国町宮原11番の3	平成22年7月1 0日
(通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つくれデイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	医療法人社団峯和会 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	平成22年6月1 1日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所 くらつか 山鹿市熊入町313番地	医療法人社団 征栄会 山鹿市熊入町315番地	平成22年6月2 4日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション壱翔 八代市緑町12番地6	株式会社 壱翔 八代市緑町12番地6	平成22年5月2 5日
つくれヘルパーステーション 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	医療法人社団峯和会 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2684番地1	平成22年6月1 1日
ヘルパーステーションのこのこ 荒尾市本井手241番地5	株式会社 n o c o n o c o 荒尾市本井手241番地5	平成22年7月1 日
ヘルパーステーションつばさ 宇城市小川町新田1634番地 1	有限会社 小川清掃 宇城市小川町新田1900番地 2	平成22年7月1 日
アイホームなすび 宇城市小川町北新田1380番 地	有限会社 内田建設 宇城市小川町北新田1380番 地	平成22年6月1 日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
J Aあまくさデイサービスセン ター 虹のはるか 天草市倉岳町浦1254番地4	あまくさ農業協同組合 天草市太田町1番地2	平成22年6月2 3日
デイサービスセンターつばさ 宇城市小川町新田1634番地 1	有限会社 小川清掃 宇城市小川町新田1900番地 2	平成22年7月1 日

デイサービスみなみだ荘 阿蘇郡小国町宮原11番の3	株式会社 翔祐 阿蘇郡小国町宮原11番の3	平成22年7月10日
デイサービスセンター水晶苑 宇城市豊野町糸石2513番地	社会福祉法人 豊生会 宇城市豊野町糸石2513番地	平成22年5月1日
介護予防センター愛生 人吉市南泉田町117番地	医療法人 愛生会 人吉市二日町22番地	平成22年6月2日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つくれデイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	医療法人社団峯和会 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	平成22年6月1日
福本医院デイケアセンター 天草市楠浦町288番地9	医療法人社団 福寿会 天草市楠浦町259番地	平成22年6月1日
介護老人保健施設 てんすい倶楽部 玉名市天水町部田見1214番地15	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市河内町野出1936番地1	平成22年6月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設 てんすい倶楽部 玉名市天水町部田見1214番地15	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市河内町野出1936番地1	平成22年6月1日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所 くらつか 山鹿市熊入町313番地	医療法人社団 征栄会 山鹿市熊入町315番地	平成22年6月24日

(居宅介護支援事業)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つくれケアプランセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	医療法人社団峯和会 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	平成22年6月1日

熊本県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿中央訪問看護ステーション	医療法人 春水会	山鹿市山鹿154番地	事業所の所在地		平成22年6月21日
			山鹿市鹿校通一丁目2	山鹿市山鹿1554番	

			番地6号三 和ビル	地	
訪問看護ステーションきらら	株式会社 翔栄	八代郡氷川町島 地1644番地 2	事業所の所在地		平成22年 7月1日
			宇土市浦田 町313番 地	八代郡氷川 町島地16 44番地2	
(通所リハビリテーション)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
福本医院デイ ケアセンター	医療法人社 団 福寿会	天草市楠浦町2 59番地	事業所の所在地		平成22年 2月1日
			天草市楠浦 町259番 地	天草市楠浦 町288番 地9	
介護老人保健 施設 てんす い倶楽部	社会福祉法 人 熊本厚 生事業福祉 会	玉名市天水町部 田見1214番 地15	事業所の名称		平成22年 6月1日
			てんすい倶 楽部	介護老人保 健施設 て んすい倶楽 部	
(短期入所療養介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
介護老人保健 施設 てんす い倶楽部	社会福祉法 人 熊本厚 生事業福祉 会	玉名市天水町部 田見1214番 地15	事業所の名称		平成22年 6月1日
			てんすい倶 楽部	介護老人保 健施設 て んすい倶楽 部	
(介護老人保健施設)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
介護老人保健 施設 てんす い倶楽部	社会福祉法 人 熊本厚 生事業福祉 会	玉名市天水町部 田見1214番 地15	事業所の名称		平成22年 6月1日
			てんすい倶 楽部	介護老人保 健施設 て んすい倶楽 部	
(居宅介護支援事業)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
居宅介護支援	医療法人	天草市五和町御	事業所の名称		平成20年

事業所 なぎ	一陽会	領9133番地	五和町在宅介護支援センターブルーマリン天草指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 なぎ	4月1日
玉名市社会福祉協議会	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会	玉名市岩崎88番地4	事業所の所在地		平成22年7月1日
			玉名市横島町横島3923番地	玉名市岩崎88番地4	
くま川	有限会社くま川	八代市水島町11番地7	事業所の所在地		平成22年6月14日
			八代市本町一丁目10番35号	八代市水島町11番地7	

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
山鹿中央訪問看護ステーション	医療法人 春水会	山鹿市山鹿1554番地	事業所の所在地		平成22年6月21日
			山鹿市鹿校通一丁目2番地6号三和ビル	山鹿市山鹿1554番地	
訪問看護ステーションきらら	株式会社 翔栄	八代郡氷川町島地1644番地2	事業所の所在地		平成22年7月1日
			宇土市浦田町313番地	八代郡氷川町島地1644番地2	

熊本県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年8月13日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字豊内 2382番1地先から 同所 209番1地先まで	前	4.0 ～ 14.9	584.1	地基創 改（バイパス 発生）
			後	4.0 ～ 14.9		
					10.5 ～	

			28.8	
--	--	--	------	--

2 区域を変更する期日 平成22年8月13日

公 告

熊本県公告第461号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1433号	混合有機質肥料	混合有機231号	窒素全量：2.0 りん酸全量：3.0 加里全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成22年7月30日

熊本県公告第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字狐平3766番304, 283.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市旭志川辺1875番地
菊池地域農業協同組合

熊本県公告第463号

熊本市に事務所を置く白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	木下 正末	熊本市河内町白浜945番地
理事	中川 正義	熊本市河内町白浜936番地
理事	坂口 照光	熊本市河内町白浜243番地1
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜994番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜822番地
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜2025番地
監事	藤森 義人	熊本市河内町白浜16番地
監事	高本 泰	熊本市河内町白浜907番地
就任		
理事	中川 正義	熊本市河内町白浜936番地
理事	坂口 照光	熊本市河内町白浜243番地1
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜994番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜822番地
理事	小崎 英明	熊本市河内町白浜884番地

理事	横田 博文	熊本市河内町白浜916番地
監事	田中 秀則	熊本市河内町白浜2025番地
監事	木下 正末	熊本市河内町白浜945番地

熊本県公告第464号

熊本市に事務所を置く小白土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜2025番地
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜822番地
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜994番地
理事	坂口 照光	熊本市河内町白浜243番地1
理事	村上 遼正	玉名市天水町小天203番地
理事	山本 泉	玉名市天水町小天6660番地
理事	上野 敏弘	玉名市天水町小天9306番地
監事	工藤 信也	玉名市天水町小天897番地
監事	藤野 正治	玉名市天水町小天6540番地
監事	木下 正末	熊本市河内町白浜945番地
監事	中川 正義	熊本市河内町白浜936番地
就任		
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜822番地
理事	工藤 信也	玉名市天水町小天897番地
理事	上野 敏弘	玉名市天水町小天9306番地
理事	岩下 一也	玉名市天水町小天278番地2
理事	横田 博文	熊本市河内町白浜916番地
理事	小崎 英明	熊本市河内町白浜884番地
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜994番地
監事	中川 正義	熊本市河内町白浜936番地
監事	坂口 照光	熊本市河内町白浜243番地1
監事	藤野 正治	玉名市天水町小天6540番地
監事	山本 泉	玉名市天水町小天6660番地

熊本県公告第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営新屋敷地区土地改良事業（暗渠排水、客土）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営新屋敷地区土地改良事業（暗渠排水、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年8月16日から平成22年9月10日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所